



宮 崎 県 公 報

平成25年3月12日(火曜日)号外 第9号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例……………	(行政経営課) 1

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例 (条例第2号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
副知事を二人体制とするため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例

宮崎県副知事の定数を定める条例 (平成19年宮崎県条例第11号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 161条第 2 項の規定により、副知事の定数は、 <u>1</u> 人とする。	地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 161条第 2 項の規定により、副知事の定数は、 <u>2</u> 人とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。